

証券コード 9325
平成29年6月12日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号
株式会社 ファイズ
代表取締役社長 榎 屋 幸 生

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市福島区福島五丁目4番21号TKPゲートタワービル
TKPガーデンシティ大阪梅田11階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第4期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://phyz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 事業報告

(平成28年 4 月 1 日から  
平成29年 3 月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府や日銀による積極的な経済・金融政策により、雇用・所得環境の改善が見られ、内外需ともに力強さは欠くものの景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で個人消費は一世帯当たりの消費支出の減少が続き、家計の節約傾向は根強く続いております。

物流業界は消費者の購買スタイルの変化に伴い、貨物の小口化、多頻度化等による輸配送ニーズの多様化に加え、深刻化するトラックドライバー不足が輸送対応力の低下や人件費の上昇を招くなど、物流事業者にとっては大変厳しい経営環境が続きました。一方EC(注)業界においては、インターネット・スマートフォンの急速な普及により景気に左右されず小売業のEC化率が年々伸長しておりEC市場は平成31年までには20兆円を越す勢いだといわれております(出典：株式会社野村総合研究所調べ)。そのため、EC業界における物流の果たす役割は年々重要視され期待も高まっております。

このような環境のもと当社は、オペレーションサービス、ロジスティクスサービス、デリバリーサービスの3つの柱で、ECにおけるサードパーティーロジスティクス(荷主が第三者であるロジスティクス業者に対し、物流業務全般を長期間一括して委託すること)から小口配送までのワンストップサービスの提供を最重要戦略と位置付け、積極的な営業活動を推進してまいりました。また、将来の労働人口減少を見据えた人材確保のため、積極的な採用活動に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高5,215,635千円(前事業年度比49.3%増)、営業利益345,571千円(同204.9%増)、経常利益329,173千円(同211.9%増)、当期純利益200,951千円(同322.9%増)の増収増益となりました。

サービス別の業績は、次のとおりであります。なお、当社はECソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

イ オペレーションサービス

オペレーションサービスにおきましては、主要顧客の通販関係荷量が伸長した結果、売上高は4,063,104千円（前事業年度比42.7%増）となりました。

ロ ロジスティクスサービス

ロジスティクスサービスにおきましては、主要顧客の通販関係荷量が伸長した結果、売上高は994,976千円（前事業年度比77.1%増）となりました。

ハ デリバリーサービス

デリバリーサービスにおきましては、前事業年度に受託した大型案件が継続して業績に寄与した結果、売上高は157,554千円（前事業年度比88.4%増）となりました。

（注）ECとは、インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称。  
また、Webサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショップのこと。

② 設備投資の状況

当期における設備投資の状況につきましては、特記すべき事項はございません。

③ 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による300,000株の新株発行により345,000千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）82,500株により94,875千円の資金を調達いたしました。

## (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                   | 第 1 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 2 期<br>(平成27年 3 月期) | 第 3 期<br>(平成28年 3 月期) | 第 4 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年 3 月期) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)             | 36,114                | 2,191,226             | 3,492,842             | 5,215,635                        |
| 経 常 利 益 (△は 損 失)(千円)  | △25,809               | 27,868                | 105,536               | 329,173                          |
| 当期純利益(△は損失)(千円)       | △17,045               | 5,034                 | 47,512                | 200,951                          |
| 1 株当たり当期純利益(△は損失) (円) | △15.23                | 2.60                  | 24.48                 | 93.23                            |
| 純 資 産(千円)             | 79,954                | 84,989                | 142,501               | 783,327                          |
| 総 資 産(千円)             | 382,588               | 886,265               | 1,184,237             | 2,036,336                        |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)   | 41.21                 | 43.81                 | 66.59                 | 310.54                           |

(注)当社は、平成28年11月25日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第 1 期（平成26年 3 月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ 親会社等との取引に関する事項

#### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社元代表取締役金森勉氏であります。当社は事務所及び借上社宅等の賃借契約に対して同氏より債務保証を受けております。当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等である金森勉氏との上記イ. の取引について、同氏に対し保証料の支払いは行っていないことから、当社取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、国内外における政治・経済情勢の変動等の懸念が払拭されておらず、今後も先行き不透明な状況が続くものと思われます。また、少子高齢化による労働人口の減少も大きな課題となってきました。

このような状況のもと、当社といたしましては、経営資源の集中による効率化と更なるコスト削減を図り、取引先のご要望にお応えできるよう、業務改革や社員一人ひとりの意識・行動変革に取り組んでまいります。また、ドライバーを含め人材不足等の問題を解決すべく、労働力確保のための取り組みを継続し、業容拡大に対処できる人材の確保を図ってまいります。主な施策としましては、以下のとおりとなります。

##### ① 営業体制の強化

新規案件を獲得するため、サードパーティーロジスティクスの分野でネット通販、小売大手に営業ターゲットを絞り込み、顧客に密着した集中営業活動を展開いたします。これにより、いち早く顧客のニーズを収集し、ニーズに見合う物流改善提案を行うことで、新規案件の開拓及び既存顧客の業務シェア拡大に努めてまいります。

##### ② 業務体制の強化

日々変動する顧客の物量動向を注視し、効果的な人員配置や効率的な経費コントロールを行い、業務効率の改善を実施することで収益の拡大に努めてまいります。併せて顧客ニーズにタイムリーに対応することで顧客の売上拡大に貢献してまいります。

##### ③ 内部管理体制の強化

社会から信用・信頼される企業づくりのため、内部管理体制やリスク管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めることで、健全な企業経営を推進してまいります。

##### ④ 安全対策の強化

社会的責任を果たすため、安全対策の強化を推進し、作業の安全確保や交通事故の防止などの更なる安全対策の強化に取り組んでまいります。また、車両・施設における環境負荷軽減など、環境保全に対しても積極的に取り組んでまいります。

##### ⑤ 優秀な人材の確保

労働人口の減少が進行する中、今後の事業拡大のためには物流センターの管理や運営等において人材の確保が必要不可欠となります。このためパートナー企業とのコミュニケーションを強化し、毎年一定の採用人数を確保するとともに、優秀な人材が確保できるよう取り組んでまいります。また、ITツールを積極的に取り入れ、求人専用サイトや、SNSの有効活用など企業プロモーション活動を行ってまいります。外国人雇用についても新たな労働力としてグローバルな採用活動も積極的に推進してまいります。なお、長期的には人材募集のための広告宣伝活動や、従業員向け住宅斡旋等の内製化を検討してまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

当社の事業はECソリューションサービス事業の単一事業であり、サービスの内容は、ECサイト運営企業・メーカー・配送会社等の拠点内オペレーションコンサルティング業務、拠点内オペレーション業務及び一般労働者派遣サービスを行う「オペレーションサービス」、拠点間の商品輸送を行う「ロジスティクスサービス」、ECサービス利用者に商品を宅配する「デリバリーサービス」があり、包括的なサービスを提供しております。

各サービスの内容は以下のとおりであります。

① **オペレーションサービス**

オペレーションサービスでは、ECサイト運営企業・メーカー・配送会社等に対して業務効率化のコンサルティング指導をハンズオンで行っております。具体的には「コンサルティング業務」として顧客ニーズの把握から物流戦略の企画立案、物流システムの構築を、「庫内オペレーション業務」として輸配送ルートから物流拠点を選定、拠点内における一連の業務フローの管理（入荷から出荷、在庫管理に至る一連の業務）を行います。また、顧客の要望に応じて、輸配送のダイヤグラムの設定、ECサイトに掲載するための商材写真のデータ処理サービスも提供しております。

ECサービスの特徴として顧客ターゲットが取扱っている店舗の所在地にとらわれないため、リアル店舗に比べ来店数（閲覧数）が多いことが挙げられます。また取扱いアイテム数も多いことから注文内容・数量が予測しづらくオペレーションにフレキシビリティが求められます。このような環境のなか、現場作業の外注を抑え、労働力を内製化するという当社のオペレーションサービスの特徴を活かすことで、顧客の要望に応じた品質の提供と対応を可能としております。仕様変更や繁忙に応じた拠点間のスタッフの移動、顧客にとって新たな拠点の立ち上げ等の際に、自社雇用によりノウハウを蓄積したスタッフに対して当社が直接指示を出すことができるため、顧客の要望にスムーズに応えることが可能となります。独自の教育制度によりスキルの高くなったスタッフは、オペレーションをサポートする人材として人材派遣をする場合もあります。

② **ロジスティクスサービス**

ロジスティクスサービスでは、中・大型車両を用いて、メーカー拠点とECサイト運営企業の拠点間及びECサイト運営企業の拠点と配送会社拠点間の商品の輸送を行っております。

社会的にも深刻な問題となっているドライバー不足問題を解決するために、当社ではオペレーションサービスに所属する従業員や大型免許を所持しない新規採用者に対し「大型免許取得支援制度」を導入しており、常に必要なドライバー数を確保することに努めております。

③ **デリバリーサービス**

デリバリーサービスでは、主に軽車両を用いて、ECサイト運営企業等の拠点からECサービス利用者への配送を行っております。

(6) 主要な営業所及び事業所 (平成29年 3月31日現在)

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 本 | 社 | 大阪市北区 |
| 営 | 業 | 所     |
| 事 | 業 | 所     |

東京営業所：東京都中央区、神奈川営業所：神奈川県小田原市、名古屋営業所：名古屋市中村区、住之江営業所：大阪市住之江区、岡山営業所：岡山市北区  
市川事業所：千葉県市川市、小田原事業所：神奈川県小田原市、大東事業所：大阪府大東市、堺事業所：堺市堺区、総社事業所：岡山県総社市

(7) 使用人の状況 (平成29年 3月31日現在)

| サ ー ビ ス の 内 容 | 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減    |
|---------------|------------|--------------|
| オペレーションサービス   | 80 (731) 名 | 16名増 (164名増) |
| ロジスティクスサービス   | 83 (－)     | 28名増 (－)     |
| デリバリーサービス     | 5 (7)      | 3名減 (2名増)    |
| 全 社 ( 共 通 )   | 7 (－)      | － (－)        |
| 合 計           | 175 (738)  | 41名増 (166名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（アルバイト社員を除く）であり、使用人数欄の（外書）は、アルバイト社員の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
2. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 使用人数が前事業年度に比べて41名増加したのは、内部管理体制強化のため、管理職の増員及びオペレーションサービス、ロジスティクスサービスの業務拡大における人員増加であります。
5. アルバイト社員が前事業年度に比べて166名増加しておりますが、その主な理由は、オペレーションサービスの業務拡大における人員増加であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年 3月31日現在)

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 借 入 先               | 借 入 額     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 420,000千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

- ① 当社株式は、平成29年 3月15日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。
- ② 当社は、平成29年 6月 5日をもって本社を大阪市北区梅田三丁目 4 番 5号に移転いたします。

## 2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,560,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,522,500株
- (3) 株主数 1,475名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                  | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------|---------|---------|
| 金 森 勉                                                  | 1,550千株 | 61.4%   |
| 株 式 会 社 Kanamori ア セ ジ メ ン ト                           | 140     | 5.6     |
| フ ァ イ ズ 従 業 員 持 株 会                                    | 86      | 3.4     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                      | 73      | 2.9     |
| 榎 屋 幸 生                                                | 70      | 2.8     |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                                    | 25      | 1.0     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>( 信 託 □ )                      | 15      | 0.6     |
| 田 中 勝 也                                                | 14      | 0.6     |
| 吉 島 伸 一                                                | 14      | 0.6     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD<br>A C I S G ( F E - A C ) | 13      | 0.5     |

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、平成28年11月25日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
- ②平成29年3月15日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う公募増資により、発行済株式の総数は300,000株増加しております。
- ③平成29年3月29日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売り出しに関連する第三者割当増資により、発行済株式の総数は82,500株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |       |                                              |
|---------------------------------------------|-------|----------------------------------------------|
| 名 称                                         |       | 第 1 回 新 株 予 約 権                              |
| 発 行 決 議 日                                   |       | 平成28年3月17日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |       | 520個                                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |       | 普通株式 104,000株<br>(新株予約権1個につき200株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |       | 新株予約権1個当たり 10,000円<br>(1株当たり 50円)            |
| 権 利 行 使 期 間                                 |       | 平成30年3月18日から<br>平成38年3月16日まで                 |
| 行 使 の 条 件                                   |       | (注) 1                                        |
| 役 員 の 保 有 状 況                               | 取 締 役 | 新株予約権の数 520個<br>目的となる株式数 104,000株<br>保有者数 3名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- (1)新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、使用人が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- (4)その他権利行使の条件（上記①に関する詳細も含む。）は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 会 社 に お け る 地 位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況      |
|-----------------|---------|------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長   | 榎 屋 幸 生 |                              |
| 取 締 役           | 田 中 勝 也 | 営業本部長                        |
| 取 締 役           | 奥 津 慎   | 管理本部長                        |
| 取 締 役           | 平 康 慶 浩 | セレクトションアンドバリエーション株式会社代表取締役社長 |
| 常 勤 監 査 役       | 吉 島 伸 一 |                              |
| 監 査 役           | 長 谷 川 直 | 長谷川直公認会計士事務所所長               |
| 監 査 役           | 藤 原 誠   | 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー         |

- (注) 1. 取締役平康慶浩氏は、社外取締役であります。
2. 監査役長谷川直氏及び監査役藤原誠氏は、社外監査役であります。
3. 監査役長谷川直氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1) | 36百万円<br>(0) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 9<br>(2)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(3)  | 46<br>(3)    |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成27年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与額6百万円（取締役3名に対し6百万円）

#### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平康慶氏は、セレクトショナンドバリエーション株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役長谷川直氏は、長谷川直公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤原誠氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナーであります。当社は同事務所と顧問契約を締結しております。同事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、同氏は独立役員として適任であると判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平 康 慶 浩 | 平成28年6月の定時株主総会において取締役に選任された後、当事業年度中に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に企業経営における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から適宜、必要な発言を行っております。    |
| 監査役 長 谷 川 直 | 当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回すべてに出席し、企業会計に関する豊富な経験を持った公認会計士としての観点から適宜、必要な発言を行っております。                          |
| 監査役 藤 原 誠   | 平成28年6月の定時株主総会において監査役に選任された後、当事業年度中に開催された取締役会13回及び監査役会12回すべてに出席し、高度な知見と豊富な経験を有した法曹としての観点から適宜、必要な発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 17,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務及び株式上場に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) **会計監査人が過去 2 年間に受けた業務停止処分**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

イ. 処分対象者

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

契約の新規締結に関する業務の停止 3 ヶ月

(平成28年 1 月1日から平成28年 3 月31日まで)

(6) **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社はコンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が法令及び社内諸規程を遵守した行動をとるよう定めるとともに、研修等を通じてその浸透を図ります。
- ロ 当社は、使用人が社内でもコンプライアンス違反やその疑いのある行為を発見した場合に、相談・報告できる内部通報制度を構築し、必要に応じて通報内容の調査と対応を実施します。
- ハ 社長の命を受けた内部監査担当が、当社の法令及び内部規程の遵守状況について内部監査を実施します。
- ニ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行之不備に対する是正措置を講じます。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保管及び管理を行います。
- ロ 取締役及び監査役が常時これらの情報を閲覧できる体制を構築します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、リスク管理体制を整備するために、リスク管理規程を定め、効果的に運用することにより、リスクの軽減を図ります。
- ロ 当社のコンプライアンスを確実に実行するため、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行います。
- ハ 重要な取引に関わるリスクについては、管理本部において、リスクの把握と対策の審議を行います。

- 二 社長の命を受けた内部監査担当が、リスク管理体制の構築・運用状況について内部監査を実施します。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ 取締役の職務の執行が効率的に実行されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- 当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その達成に向け具体策を立案・実行します。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を協議するための会議を開催し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定します。

**⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

該当事項はありません。

**⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の配置について、監査役から求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲内で配置します。

**⑦ 監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等人事権に関わる決定は、監査役の事前の同意を条件とすることにより、取締役からの独立性を確保します。

**⑧ 監査役の上記⑦の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下に配置します。

⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、法令違反等の不正行為、その他これに準ずる事実等を知った場合は、直ちに当社監査役に報告を行います。

⑩ **上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、上記の報告を行った役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止します。

⑪ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑫ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ 監査役は必要に応じて、内部監査担当と連携及び情報交換して職務にあたります。
- ロ 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、必要と認める会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人等にその説明を求めます。
- ハ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、管理部門と営業部門に分かれており、管理部門と営業部門との内部牽制及び内部管理機能の強化を図るとともに、以下の取組みを行いました。

### ① コンプライアンス体制について

取締役会の諮問機関として、コンプライアンス推進委員会を開催し、当社におけるコンプライアンス体制の強化を図りました。

### ② 内部監査体制について

内部監査計画書に基づき、当社の全部署を対象に業務監査を実施し、監査結果を取締役会に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については、内部監査時に改善実施状況をチェックすることで改善策の実行が徹底されていることを確認いたしました。

### ③ 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性に関する評価及び各部門における業務プロセスの運用状況について、策定した実施計画に基づいて検証を行い、取締役会に報告いたしました。

### ④ 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会に出席し議事運営及び決議内容等の監査を実施した他、会計監査人の監査結果について、会計監査人と情報交換を行いました。また、常勤監査役は経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し事業の現況の報告を受け、内部監査担当と連携をとり監査を実施いたしました。

# 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 1,918,970 | 流 動 負 債         | 1,206,786 |
| 現金 及 び 預 金      | 1,232,566 | 買 掛 金           | 150,233   |
| 売 掛 金           | 644,441   | 短 期 借 入 金       | 420,000   |
| 貯 蔵 品           | 3,019     | リ ー ス 債 務       | 20,156    |
| 前 払 費 用         | 13,806    | 未 払 金           | 112,154   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 18,028    | 未 払 費 用         | 229,208   |
| そ の 他           | 7,109     | 未 払 法 人 税 等     | 140,003   |
| 固 定 資 産         | 117,365   | 未 払 消 費 税 等     | 120,732   |
| 有 形 固 定 資 産     | 62,168    | 預 り 金 他         | 10,590    |
| 建 物             | 7,936     | そ の 他           | 3,707     |
| 車 両 運 搬 具       | 820       | 固 定 負 債         | 46,222    |
| リ ー ス 資 産       | 53,412    | リ ー ス 債 務       | 46,222    |
| 無 形 固 定 資 産     | 11,384    | 負 債 合 計         | 1,253,008 |
| リ ー ス 資 産       | 6,984     | (純 資 産 の 部)     |           |
| ソフトウェア仮勘定       | 4,399     | 株 主 資 本         | 783,327   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 43,812    | 資 本 金           | 321,937   |
| 出 資 金           | 85        | 資 本 剰 余 金       | 224,937   |
| 従業員に対する長期貸付金    | 266       | 資 本 準 備 金       | 224,937   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 11,166    | 利 益 剰 余 金       | 236,452   |
| そ の 他           | 32,294    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 236,452   |
| 資 産 合 計         | 2,036,336 | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 236,452   |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 783,327   |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,036,336 |

# 損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から)  
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 5,215,635 |
| 売 上 原 価                 | 4,645,755 |
| 売 上 総 利 益               | 569,879   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 224,308   |
| 営 業 利 益                 | 345,571   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 5         |
| 受 取 保 険 金               | 956       |
| 助 成 金 収 入               | 730       |
| 金 利 ス ワ ッ プ 評 価 益       | 284       |
| そ の 他                   | 90        |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 6,870     |
| 株 式 交 付 費               | 4,072     |
| 株 式 公 開 費 用             | 7,436     |
| そ の 他                   | 85        |
| 経 常 利 益                 | 329,173   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 329,173   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 135,965   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △7,743    |
| 当 期 純 利 益               | 200,951   |

株主資本等変動計算書

(平成28年 4 月 1 日から)  
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |             |              |             |            | 純資産<br>合計 |
|-----------|---------|-----------|-------------|--------------|-------------|------------|-----------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金    |             | 株主資本<br>合計 |           |
|           |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰<br>余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|           |         |           |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |           |
| 当 期 首 残 高 | 102,000 | 5,000     | 5,000       | 35,501       | 35,501      | 142,501    | 142,501   |
| 当 期 変 動 額 |         |           |             |              |             |            |           |
| 新 株 の 発 行 | 219,937 | 219,937   | 219,937     |              |             | 439,875    | 439,875   |
| 当 期 純 利 益 |         |           |             | 200,951      | 200,951     | 200,951    | 200,951   |
| 当期変動額合計   | 219,937 | 219,937   | 219,937     | 200,951      | 200,951     | 640,826    | 640,826   |
| 当 期 末 残 高 | 321,937 | 224,937   | 224,937     | 236,452      | 236,452     | 783,327    | 783,327   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|       |     |
|-------|-----|
| 建物    | 10年 |
| 車両運搬具 | 2年  |
  - ② リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
  - ③ のれん  
のれんの償却については、2年の定額法により償却を行っております。
- (4) 繰延資産の処理方法  
株式交付費  
株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- (5) その他  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。  
これにより計算書類に与える影響は軽微であります。

### 3. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|            |           |
|------------|-----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 600,000千円 |
| 借入実行残高     | 420,000   |
| 差引額        | 180,000   |

#### (2) 資産に係る減価償却累計額

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 60,729千円 |
|----------------|----------|

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,522,500株 |
|------|------------|

### 6. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。短期借入金は金利の変動リスクに晒されております。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

□ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務等について、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりです。

（単位：千円）

|                   | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|-------------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現 金 及 び 預 金   | 1,232,566 | 1,232,566 | －   |
| (2) 売 掛 金         | 644,441   | 644,441   | －   |
| 資 産 計             | 1,877,007 | 1,877,007 | －   |
| (1) 買 掛 金         | 150,233   | 150,233   | －   |
| (2) 短 期 借 入 金     | 420,000   | 420,000   | －   |
| (3) 未 払 金         | 112,154   | 112,154   | －   |
| (4) 未 払 費 用       | 229,208   | 229,208   | －   |
| (5) 未 払 法 人 税 等   | 140,003   | 140,003   | －   |
| (6) 未 払 消 費 税 等   | 120,732   | 120,732   | －   |
| (7) リ ー ス 債 務 （＊） | 66,378    | 67,062    | 683 |
| 負 債 計             | 1,238,710 | 1,239,394 | 683 |

（＊）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) リース債務

元利金の合計額を同様の取引を行った場合に想定される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| 資産調整勘定   | 11,086千円 |
| 未払事業税    | 12,097   |
| 未払費用     | 3,527    |
| 未払金      | 1,232    |
| その他      | 1,251    |
| 繰延税金資産合計 | 29,195   |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 役員及び個人主要株主等

| 種 類     | 会社等の名称<br>又 は 氏 名 | 事業の内容又<br>は 職 業 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合          | 関連当事者<br>と の 関 係 | 取 引 内 容                                   | 取 金 引 額<br>(千円) | 科 目 | 期 残 未 高<br>(千円) |
|---------|-------------------|-----------------|------------------------------|------------------|-------------------------------------------|-----------------|-----|-----------------|
| 役 員     | 榎 屋 幸 生           | 当社代表取締役         | (被所有)<br>直接 2.8%             | 債務被保証            | 事務所及び借上<br>社宅等の賃借契<br>約に対する債務<br>被保証 (注2) | 12,715          | —   | —               |
| 主 要 株 主 | 金 森 勉             | 元代表取締役          | (被所有)<br>直接 61.4%<br>間接 5.6% | 債務被保証            | 事務所及び借上<br>社宅等の賃借契<br>約に対する債務<br>被保証 (注2) | 11,966          | —   | —               |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事務所及び借上社宅等の賃借料に対して、債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。また、取引金額には、賃借料の年額を記載しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 310円54銭  
(2) 1株当たり当期純利益 93円23銭

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月24日

株式会社ファイズ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 笹 山 直 孝 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 尾 志 都 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファイズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査担当その他使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその他附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### 3. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 株 式 会 社   | フ ァ イ ズ | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 | 吉 島 伸 一 | ㊞       |
| 社 外 監 査 役 | 長 谷 川   | 直 ㊞     |
| 社 外 監 査 役 | 藤 原     | 誠 ㊞     |

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 監査役 1 名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役 1 名を増員することといたしたく、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)              | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                            | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 中 喜 多 智 彦<br>(昭和53年 7 月 26 日) | 平成 17 年 4 月 新日本監査法人入所<br>平成 23 年10月 株式会社ミズワン入社<br>平成 25 年 5 月 ロングブラックパートナーズ株式会社入社<br>平成 26 年11月 このえ有限責任監査法人入所（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>このえ有限責任監査法人社員 | —                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中喜多智彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 中喜多智彦氏を社外監査役候補者とした理由は、コンサルタントとしての幅広い知識と高い見識を有し、社外監査役として取締役の職務執行を適切に監視いただくとともに、経営に対し有益なご意見をいただくことを期待したものであります。
4. 中喜多智彦氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第 423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は100万円又は会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

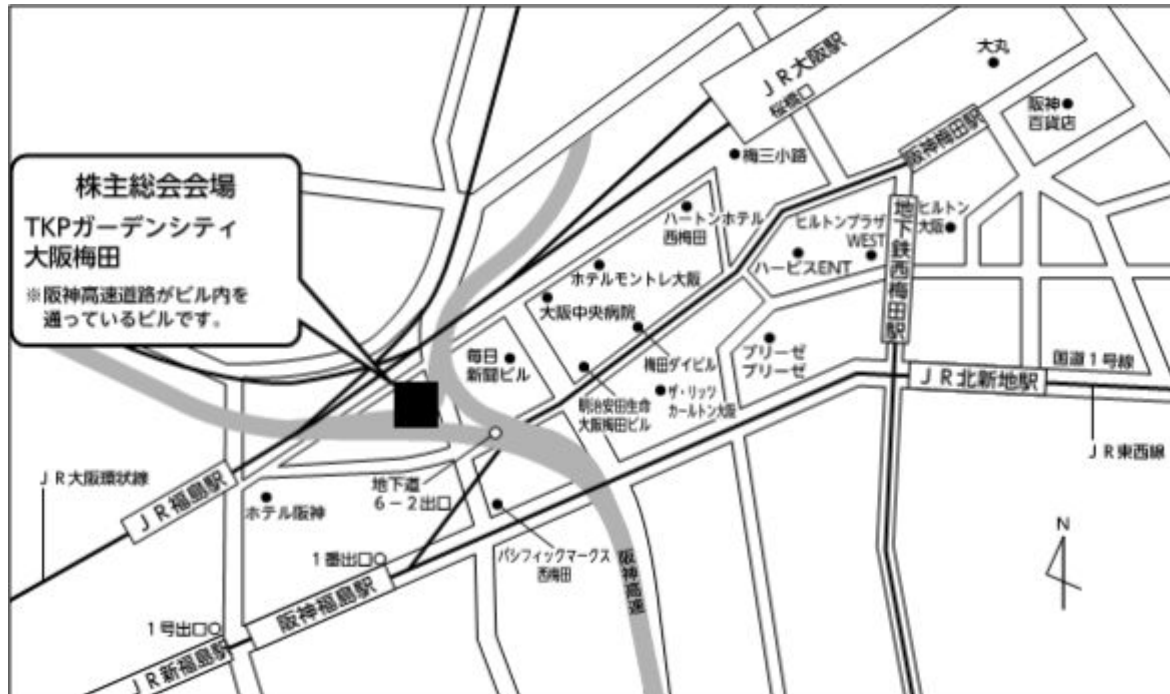
以 上

✕      𐍄

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市福島区福島五丁目4番21号TKPゲートタワービル  
TKPガーデンシティ大阪梅田11階  
TEL 06-4400-5263



## 【交通のご案内】

- J R 大阪環状線 大阪駅 桜橋口 徒歩 8 分
- J R 大阪環状線 福島駅 徒歩 3 分
- 大阪市営地下鉄御堂筋線 梅田駅 中央改札 8 番出口 徒歩 13 分
- 大阪市営地下鉄四つ橋線 西梅田駅 地下道 6-2 番出口 徒歩 2 分
- 阪神本線 福島駅 1 番出口 徒歩 4 分
- J R 東西線 新福島駅 1 号出入口 徒歩 5 分

